

医療費適正化のため、正しい受診にご協力をお願いします！

～整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき～

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。けがの原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

○国民健康保険が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- ・骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要)

○国民健康保険が使えない場合

- ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- ・内科的疾患による痛みやこり
- ・仕事や通勤途中に起きたけが(労災保険から給付になります)

～施術を受けるときの注意～

○けがの原因を正確に伝えてください。

外傷性のけがでない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因でけがをしたのかを正しく伝えましょう。

○医療機関との重複受診はできません。

同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることはできません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

○療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。

申請書の内容(負傷原因・傷病名・受診日数・全額・施術医師名)を確認し、必ず自分で署名をするようにしましょう。(ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合は捺印も必要です。)

○施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

○領収書を保管しておきましょう。

国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合は、後日施術日や施術内容についてお尋ねする場合があります。領収書の保管をお願いします。

▶問い合わせ先＝保険課 国民年金係

☎(56)9134

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に！！おむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
2月23日(土)	午前10時～正午	音楽・体操 (リズム遊び)	鞘堂公民館	トータスホーム ☎(52)2220

▶問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

2月は「正しい猫の飼う方推進月間」

栃木県では2月を「正しい猫の飼う方推進月間」と決めました。猫の習性を理解し、ルールを守って正しく猫を飼いましょう。

★不妊・去勢手術をしましょう

猫を捨てる行為は犯罪です(100万円以下の罰金)。飼う場合は、最後まで責任をもって飼いましょう。繁殖させたくない場合は不妊・去勢手術をおすすめします(繁殖期のストレスも軽減されると言われています)。

※町では今年度よりメス猫の不妊手術費の助成を開始しましたので、こちらも活用ください。補助額＝手術費の半額(上限4,000円)

★野良猫への無責任なエサやりの禁止

かわいそうだからといってエサやりをしてしまうと、近所への迷惑となるだけでなく、不幸な命が増えてしまう原因にもなっています。飼わない場合は、安易にエサを与えないでください。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

栃木県動物愛護指導センター

☎(028)(684)5458